

2020年 3月10日

厚生労働省

大臣 加藤 勝信 様

京都労働局

局長 南保 昌孝 様

京都地方労働組合総評議会

議長 梶川 憲

新型コロナウイルス対策に関する緊急要請書

日頃より、労働者保護行政の立場からご尽力されておられることに敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症の発症が全国各地で確認され、市中での感染拡大の防止に、官民をあげてのとりくみが一層求められています。同時に、インバウンド・ビジネスの急激な冷え込みや、製造業のサプライチェーンへの打撃、感染予防としての各種イベント事業中止、学校等の休校を契機に、景気の急激な冷え込みと雇用情勢の悪化に備えるべき状況となっています。

つきましては、本件への対策について、下記のとおり要請します。

記

- (1) 企業に対して、労働安全衛生法に定めるところの健康確保の履行、及びパワハラ防止等の監督指導をすすめるとともに、有給による病気休暇の整備促進など、労働者が働きやすく、休み易い職場環境整備を行うよう指導すること。
- (2) 企業の休業判断による休業命令に対し、賃金全額の補償（民法第536条2）どころか、休業手当（労働基準法第26条；最低6割）すら支払われないなどの労働相談が寄せられている。賃金請求権の原則と労働基準法に基づく休業手当の周知と、労働相談への迅速な対応、及び使用者への是正指導を行うこと。
- (3) インバウンド関連事業をはじめとした中小零細企業においては、受注減少や先行き見通しの厳しさ等を理由とした解雇、雇止め、委託契約の解除などが起きている。今回の事態を口実にした解雇や契約打ち切り、雇用削減を行わないよう指導すること。
- (4) 企業に対して、テレワーク導入に際しては、8時間労働制の原則にのっとった運用を行うよう指導すること。安易な裁量労働制の導入は行わないよう法令に定められた手続きや要件を周知すること。要件を欠いた違法なみなし労働時間制度の下での割増賃金未払いや、恒常的にみなし労働時間を超える裁量労働制等について、是正指導を強化すること。
- (5) 時差出勤のためにフレックスタイム制を導入する場合も、法令に定められた手続きや要件（精算期間における総労働時間を超えた場合の割増賃金支払い義務等）を周知すること。

(6) 感染対策を理由にした団交拒否や労働組合の会議への出席制限など不当労働行為が発生しないよう指導すること。

(7) 以下の内容について、本省に上申すること。

① 本件に関して、国の責任で全ての労働者が賃金・生活上心配なく休むことのできる補償を含む、休暇制度を新設すること。

② 学校閉鎖の影響、さらには感染症拡大に伴う学童保育、保育所、介護施設等の閉鎖等といった事態に対処するため、保護者・介護者が仕事を休まざるをえない状況に対応した有給による特例休暇制度を新設して助成を行うこと。3月2日に発表された新制度は、子どもの対象年齢が小学校等に限定されているため、これを中学校まで広げ、手当の上限額が低すぎることから、雇用保険の基本手当の引き上げとあわせて、改善すること。この臨時措置の手続きにあたっては、職場における弾力的な運用でよいものとし、書類作成などの手続きを簡便なものとする。

③ 低賃金の労働者からは休業手当の6割の最低保障では生活できないとの切実な声が寄せられている。こうした低賃金層の救済策として、労働基準法を改正し、最低基準の割合を6割よりも引き上げる改善を図ること

④ 雇用調整助成金の特例措置が適用される対象を、現行の「日中間の人の往来の急減により影響を受ける事業主」に加え、「中国等での生産減少や感染予防対策による事業中止等の影響を直接・間接に受ける事業主」とすること。中小企業に対する助成率（現行、2/3の助成）を改善し給与全額の補償を実施すること。あわせて、緊急事態における臨時の措置として、「同一事業主に引き続き雇用保険被保険者として雇用された期間が6か月以上の者の休業等が支給対象」との要件を緩和し、全労働者を適用対象とすること。

⑤ 雇用調整助成金の要件のさらなる緩和に加え、同様の制度枠組みで委託契約の解除防止と休業補償となる特別助成措置を実施すること。雇用保険適用事業主との間で、継続的な委託契約を結び就業しているフリーランス等についても休業補償を支給すること。

(8) 今後、激増する助成金申請やメンタル疾患等の救済に関わって、迅速・適正に執行すべく貴局の助成金センターや労災保険業務等に従事する職員、及び厚生労働省（本省）で働く職員の大幅増員について、臨時・特例措置を含め、すみやかに実施すること。

以上